

令和5年度答申第13号
令和5年6月27日

諮問番号 令和5年度諮問第8号（令和5年6月15日諮問）
審査庁 厚生労働大臣
事件名 立替払事業に係る未払賃金額等の不確認処分に関する件

答 申 書

審査請求人Xからの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

結 論

本件審査請求は棄却すべきである旨の諮問に係る判断は、妥当である。

理 由

第1 事案の概要

1 本件審査請求の骨子

本件は、審査請求人X（以下「審査請求人」という。）が行った賃金の支払の確保等に関する法律（昭和51年法律第34号。以下「賃確法」という。）7条に基づく立替払事業に係る未払賃金の額等の確認申請（以下「本件確認申請」という。）に対し、A労働基準監督署長（以下「処分庁」という。）が未払賃金の額等の不確認処分（以下「本件不確認処分」という。）をしたところ、審査請求人がこれを不服として審査請求をした事案である。

2 関係する法令の定め

- (1) 賃確法7条は、労働者災害補償保険の適用事業に該当する事業の事業主が破産手続開始の決定を受け、その他政令で定める事由に該当することとなった場合において、当該事業に従事する労働者で所定の期間内に当該事業を退職したものに係る未払賃金（支払期日の経過後まだ支払われていない賃金）があるときは、当該労働者の請求に基づき、当該未払賃金に係る

債務のうち所定の範囲内のものを当該事業主に代わって政府が弁済する旨規定する。

- (2) 賃確法7条における上記「政令で定める事由」（立替払の事由）として、賃金の支払の確保等に関する法律施行令（昭和51年政令第169号。以下「賃確令」という。）2条1項4号及び賃金の支払の確保等に関する法律施行規則（昭和51年労働省令第26号。以下「賃確則」という。）8条は、事業主（賃確法7条の事業主をいう。ただし、賃確令2条2項の中小企業事業主であるものに限る。）が事業活動に著しい支障を生じたことにより労働者に賃金を支払うことができない状態（事業活動が停止し、再開する見込みがなく、かつ、賃金支払能力がない状態）になったことについて、当該事業主に係る事業を退職した者の申請に基づき、労働基準監督署長の認定があったことを掲げている。
- (3) 賃確法7条並びに賃確則12条2号、13条2号及び12条1号へは、上記認定に係る事業主の事業を退職した者が未払賃金の立替払の請求をするには、支払期日後まだ支払われていない賃金の額その他の事項について労働基準監督署長の確認を受けなければならない旨規定する。
- (4) 支払期日後まだ支払われていない賃金とは、上記（1）の所定の期間内にした当該事業からの退職の日（以下「基準退職日」という。）以前の労働に対する労働基準法（昭和22年法律第49号）24条2項本文の賃金及び基準退職日にした退職に係る退職手当であって、基準退職日の6か月前の日から賃確法7条の請求の日の前日までに支払期日が到来し、当該支払期日後まだ支払われていないものとされている（賃確令4条2項）。

3 事案の経緯

各項末尾掲記の資料によれば、本件の経緯は以下のとおりである。

- (1) 審査請求人は、平成30年11月1日、B法人（以下「本件法人」という。）に雇用され、本件法人が運営しているCクリニック（以下「本件事業場」という。）で業務に従事していた。

（聴取書、労働条件通知書）
- (2) 本件事業場は、令和元年8月30日、閉鎖され、同日、A市保健所長に対し、診療所休止届が提出された。

（聴取書、診療所休止届）
- (3) 本件事業場について、令和元年11月28日、A市保健所長に対し、診療所再開届（以下「本件再開届」という。）が提出された。

(診療所再開届)

- (4) A公共職業安定所は、令和元年11月30日、審査請求人の雇用保険について職権で離職処理をした。

(雇用保険被保険者離職票、雇用保険受給資格者証)

- (5) 処分庁は、令和2年3月19日、本件法人について、上記2(2)の認定(事業活動が停止し、再開する見込みがなく、かつ、賃金支払能力がない状態になったことの認定)をした。

(確認通知書)

- (6) 審査請求人は、令和2年7月21日、処分庁に対し、令和元年11月30日を基準退職日とし、支払期日が同年6月25日、同年7月25日、同年8月25日、同年9月25日、同年10月25日、同年11月25日及び同年12月25日の定期賃金が未払であること等の確認を求める確認申請をした。

(確認申請書)

- (7) 処分庁は、令和2年8月18日付けで、上記(6)の確認申請に対し、基準退職日を令和元年8月29日とした上で、支払期日が同年6月25日、同年7月25日、同年8月25日及び同年9月25日の定期賃金が未払であること等を確認する処分をした。

(確認通知書)

- (8) 審査請求人は、令和3年4月14日、処分庁に対し、令和元年11月30日を基準退職日とし、上記(7)の処分で確認されなかった支払期日を同年10月25日、同年11月25日及び同年12月25日とする定期賃金各23万2200円合計69万6600円が未払であること等の確認を求める本件確認申請をした。

(確認申請書)

- (9) 処分庁は、令和3年7月5日付けで、本件確認申請に対し、「事業主が事業再開のための活動を行っている具体的な事実が存在することが明らかであると認められないため。」との理由を付して、本件不確認処分をした。

(不確認通知書)

- (10) 審査請求人は、令和3年10月4日付けで、審査庁に対し、本件不確認処分を不服として、本件審査請求をした。

(審査請求書)

- (11) 審査庁は、令和5年6月15日、当審査会に対し、本件審査請求を棄

却すべきであるとして、本件諮問をした。

(諮問書、諮問説明書)

4 審査請求人の主張の要旨

以下の理由により、本件不確認処分の取消しを求める。

- (1) A市保健所に電話して確認したところ、本件再開届は法的に有効なものとして受理されており、本件事業場は廃業日である令和2年4月17日まで存続していたとの回答を得た。
- (2) ハローワークの職員のアドバイスで社会保険労務士事務所へ行ったところ、「病院は存続している。あなたは雇用したいので経営者側は離職票を出すなど言っている。」と言われ、職権で離職した。これによって、社会保険も返却できた。職権で離職した令和2年11月30日（注：令和元年11月30日の誤記と解される。）までの間、本件事業場に法的に拘束されていた。
- (3) 処分庁は、本件法人が事業再開のための活動を行っている具体的な事実が存在することが明らかであると認められないとするが、本件再開届が提出され、本件法人の次の理事長も決まっているのであるから、事業再開のための具体的な事実が存在することは明らかである。

(審査請求書、反論書)

第2 審査庁の諮問に係る判断

審査庁の判断は、おおむね以下のとおりである。

- 1 本件の争点は、令和元年8月30日に本件事業場が閉鎖されて以降、審査請求人の離職手続が完了する同年11月末日までの間について、賃確法7条の要件を満たす未払賃金があったか否かにある。
- 2 審査請求人は、本件事業場の閉鎖後、離職票が交付されないまま在職し、また、社会保険労務士事務所から本件事業場再開後に審査請求人を雇用する趣旨の発言があったことをもって、令和元年9月1日から同年11月末日までの賃金が未払であるとして、その確認を求めている。
- 3 一方、処分庁は、本件事業場は令和元年8月30日に閉鎖され、事業活動が停止し、事実上の倒産状態と認められたこと、さらに、同年9月1日から同年11月末日までの期間、審査請求人は業務に従事しておらず、事業活動の停止後、残務整理をしていたものではないこと、また、本件事業場の閉鎖後、A市保健所に本件再開届が提出されたが、事業再開のための具体的な事実が存在することが明らかであるとは認められず、休業手当の支払をすると

は断定できないことから本件不確認処分を行ったものである。

- 4 審査請求人は、本件事業場は令和元年8月30日に閉鎖され、同日以降、業務の指示を受けず、業務に従事しなかったことは認めている。
- 5 上記1から4までのとおり、本件事業場は令和元年8月30日に閉鎖され、それ以降、事業活動が停止し、事実上の倒産状態と認められるものである。また、事業活動停止日以降については、事業主が再開の意図を放棄する等により、事業活動が停止し、再開する見込みのない事実上の倒産状態にあり、使用者の責めに帰すべき事由による休業期間とは認められないことから、賃確法7条の要件を満たさず、本件不確認処分は適正である。

よって、本件審査請求には理由がないことから、本件審査請求は棄却されるべきである。

- 6 なお、審査庁の当審査会に対する令和5年6月23日付け主張書面では、処分庁においては令和元年8月29日を審査請求人の基準退職日としているが、審査請求人が同月30日以降本件事業場内で業務に従事していないこと及び同年9月以降診療報酬の請求が行われていないことから、審査請求人の基準退職日は、事実上事業活動を停止し、審査請求人の就労が不可能となった、同年8月30日であると判断するとしている。

第3 当審査会の判断

1 本件諮問に至るまでの一連の手続について

- (1) 本件審査請求から本件諮問に至るまでの手続の経緯を見ると、以下のとおりである。

本件審査請求（処分庁受付）：令和3年10月4日

反論書提出：令和4年1月4日

審理員意見書提出：令和5年5月18日付け

本件諮問：同年6月15日

- (2) これらの一連の手続を見ると、本件審査請求から本件諮問までに、約1年8か月もの期間を費やしている。とりわけ、反論書の提出から審理員意見書の提出までに約1年4か月半を要しているのは、これだけの長期間を要する特段の理由があったとは考えられないので、審査庁においては、手続を迅速に進行させるための方策を考えるべきである。

- (3) 上記で指摘した点以外には、本件諮問に至るまでの一連の手続に特段違法又は不当と認められる点はうかがわれない。

2 本件不確認処分の適法性及び妥当性について

(1) 賃確法にいう「退職の日」とは、契約期間の満了、当該労働者が退職の意思表示をした場合、解雇等により労働契約が終了した場合のほか、労働契約の終了事由が明確に認められなくとも、企業等が事実上倒産して事業活動を廃止し、その結果労働者の就労が不可能となった日も含まれるものと解される。このように解釈しないと、事実上の倒産状態が発生した後も、解雇あるいは退職の意思表示がない限り雇用関係が継続することになって、長期間にわたり労働者が賃確法上の立替払制度を利用し得ることになり、さらに、労働者の意思により、保護を受ける賃金の範囲を選択することも可能となってしまう、未払賃金の立替払制度の趣旨を逸脱してしまう。

したがって、本件法人が事実上倒産して事業活動を廃止し、その結果労働者の就労が不可能となったと認められれば、その日をもって審査請求人の基準退職日とすることになる。

(2) そこで検討するに、①本件法人は、本件事業場において事業活動を行っていたものであるが、令和元年8月30日に、本件事業場について「管理医がいなくなったため」との理由で休止届がA市保健所長に提出されたこと、②審査請求人も、聴取書において、「令和元年8月30日、Cクリニックは閉鎖されてしまいました。閉鎖されたため、私は8月30日からは、Cクリニックの院内で働くことができませんでした。」と述べていること、③同年10月28日にA労働基準監督署担当官が本件事業場の現地調査をしたところ、本件事業場の敷地への入口は鎖により立入禁止状態となっていたこと等に照らすと、令和元年8月30日の時点で、本件法人の事業活動は停止したものと認められる。

しかし、同年11月28日に、本件事業場について「新しい管理者就任の為」との理由で本件再開届がA市保健所長に提出されていることから、これについて検討するに、本件再開届の名義人であるD理事長はE県に在住し、本件再開届については知らないし本件事業場を再開する目途はない旨申し立てていること、同年12月13日及び同月16日にA労働基準監督署担当官が本件事業場の現地調査をしたところ、ロープで閉鎖されていたこと等に照らすと、令和元年8月30日に停止した事業活動が再開したと言うことはできない。

したがって、審査請求人の主張は採用できず、本件法人の事業活動は同年8月30日の時点で廃止され、労働者の就労が不可能になったと言わざるを得ないので、審査請求人の基準退職日は同年8月30日であると認め

られ、審査請求人が未払賃金として確認を求めているのは基準退職日以降に係るものであるから、審査庁の判断は結論において妥当である。

3 まとめ

以上によれば、本件不確認処分が違法又は不当であるとはいえず、本件審査請求は棄却すべきである旨の諮問に係る判断は、妥当である。

よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審査会 第2部会

委	員	戸	谷	博	子
委	員	木	村	宏	政
委	員	交	告	尚	史